

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、事業の持続的な成長を通じて、株主、顧客企業、従業員、地域社会その他ステークホルダー、ひいては広く社会に貢献していくことを経営目標にしております。

持続的な成長を実現するためには、経営の効率化を図るとともに健全で透明な経営体制を構築する必要があると考えており、コーポレート・ガバナンスの充実が当社グループにおける重要な経営課題と位置付けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
濱村 聖一	405,000	18.29
柿内 和徳	163,000	7.36
川瀬 太志	150,000	6.77
株式会社安成工務店	133,000	6.01
大津 和行	123,000	5.55
東進住建株式会社	120,000	5.42
ハイアス・アンド・カンパニー株式会社従業員持株会	108,400	4.90
株式会社関西トラスト	80,000	3.61
中山 史章	75,000	3.39
山本 嘉人	62,000	2.80

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 マザーズ

決算期 4 月

業種 サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
荻原 俊彦	その他											
赤井 厚雄	その他											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
荻原 俊彦		—	荻原俊彦氏は、行政書士の資格を有しており、企業のリスク管理に係る豊富な経験と専門的で高い見識を有していることから社外取締役として選任しております。
赤井 厚雄	○	—	赤井厚雄氏は、金融機関での豊富な経験に加え、大学教授としての幅広い識見を有していることから社外取締役として選任しております。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- a. 監査役及び監査法人の連携
監査役及び監査法人は、以下の事項を連携して行い、監査の質的向上を図っております。
・相互の監査計画の交換並びにその説明・報告
・定期的面談の実施による監査環境等当社固有な問題点の情報の共有化
・たな卸及び部門監査の同席
- b. 監査役及び内部監査室の連携
監査役及び内部監査室は、以下の事項について連携して監査を実施しております。
・相互の監査計画の交換並びにその説明・報告
・会社法及び金融商品取引法上の内部統制の対応等
- c. 三様監査（監査役、内部監査室、監査法人による監査）の連携
最近1年間における監査役、内部監査室、監査法人の3者の連携に係る会議を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山本 泰功	その他													
坂田 真吾	弁護士										○			

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 泰功	○	—	山本泰功氏は、会社経営に関する豊富な経験と高い見識を有していることから社外監査役として選任しております。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
坂田 真吾	○		坂田真吾氏は、弁護士の資格を有しており、法曹界での豊富な経験と専門的で高い見識を有

		坂田真吾氏は、当社顧問弁護士事務所である「本間合同法律事務所」に所属しております。 していることから社外監査役として選任しております。なお、同氏が在籍する「本間合同法律事務所」は当社顧問弁護士事務所の一つですが、当社が同事務所へ支払っている顧問料は、同事務所にとって当社への経済的依存度が生じるほどに多額ではなく、多額の金銭その他の財産には該当しないと判断しております。同氏は同事務所において当社の担当として関与したことはなく、同事務所においては情報の遮断が行われておりますので、今後も同氏が当社案件に関与することはありません。また、同氏は当社の主要株主でもないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、同氏の独立性に何ら影響を及ぼすものではないと判断しております。
--	--	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員については、経営参画意識の向上と業績向上に対する意欲や士気を高めるために付与しております。また、顧問については、当社の業績向上や事業に対する貢献等を期待し、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役位及び担当職務に応じた基本額に各期の業績を考慮して、株主総会が決定する報酬総額の限度内において取締役会決議に基づきこれを決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは経営管理本部が行っており、取締役会に関する資料の事前配布及び事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・取締役会

当社取締役会は8名(うち社外取締役2名)の取締役により構成され、毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。取締役会においては、業務執行に関する意思決定機関として重要な事項について十分な協議を行い、業務の執行を決定しております。また、取締役会には監査役も出席し、業務の執行状況について法令又は定款に違反していないかどうかのチェックを行っております。

・監査役及び監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名(ともに社外監査役)の3名によって構成されております。監査役は取締役会に出席するとともに、業務監査も実施、各種書類の閲覧等を通じて常時経営全般に関する違法性を監査しております。当社では、監査役による監査役会を毎月1回開催し、監査方針及び監査計画並びに監査の状況及び結果について適宜協議を行っております。

・常務会

当社では、経営に関する重要事項を協議する場として、常務会を設置しております。常務会は、代表取締役社長、取締役常務執行役員及び常勤監査役その他代表取締役社長が必要とする者により構成されており、取締役会に付議すべき事項、重要な案件、業務の執行状況等経営に関する事項及び事業運営に関わる事項について協議しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営に対する透明性の確保と監督機能の強化を図るため、社外取締役及び社外監査役を選任しております。それぞれ会社経営、行政書士、弁護士としての幅広い知見と経験を有しており、客観的な立場から意見を述べるとともに、取締役の業務執行について監督しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、決算期が4月であるため、集中日とは異なる日に定時株主総会を開催しております。
その他	招集通知や決議通知を自社ホームページへ掲載することを検討しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に説明会を実施していく方針であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に説明会を実施していく方針であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIR専門サイトを開設し、当社の情報を速やかに発信できる体制を構築する予定であります。	
その他	経営企画部に担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社に関する情報を公平かつ適時・適切に開示することは、経営の透明性を高めるため、また、信頼性を向上させるための活動であると認識し、株主・投資家の皆様とのコミュニケーションを図ることで、当社をより深く理解していただくとともに、信頼関係の構築を目指して行きたいと考えております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、平成25年4月15日開催の取締役会におきまして、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議し、整備しております。なお、平成27年5月1日に会社法が改正されたことに伴い、平成27年8月18日開催の取締役会において内容の一部を改正しております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。

(b) 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

(c) コンプライアンスの状況は、各部門責任者が参加する経営会議等を通じて取締役及び監査役に対し報告を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。

(d) 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、内部監査室を窓口として定め、適切に対応する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。

(b) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。

(b) リスク情報等については経営会議等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社の対応は内部監査室が行うものとする。

(c) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ確実な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

(d) 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

(b) 取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を必要に応じ選任し、会社の業務を委任する。執行役員は、取締役会で決定した会社の方針及び代表取締役社長の指示の下に業務を執行する。

(c) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制として、常務会を設置し、取締役会に付議すべき事項、重要な案件、業務の執行状況等経営に関する事項及び当社グループの全般的な事業運営に関わる事項について協議する。

(d) 総合予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。

e. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) グループ会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議等を行う。

(b) グループ会社の管理は経営管理本部が行うものとし、必要に応じてグループ会社の取締役又は監査役として当社の取締役、監査役又は使用人が兼任するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社取締役の職務執行を監査する。

(c) 当社の監査役及び内部監査室は、グループ会社の監査役や管理部門と連携し、グループ会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。

f. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(a) 内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

g. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(a) 監査役は、経営管理本部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。

(b) 取締役及び使用人は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた経営管理本部の使用人に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応するものとする。

h. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(a) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。

(b) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

(c) 取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。

i. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(a) 監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。

j. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。

(b) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。

k. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (a) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- (b) 経営管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
- (c) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の「k. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」に基づき、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力の排除にかかる調査実施マニュアル」、「反社会的勢力対応マニュアル」を作成し、以下のとおり取り組んでおります。

・取引先等の調査について

当社は、新規取引開始においては、経営管理本部が主管となり、取引申請ワークフロー時等において、取引先等が反社会的勢力と関係ないことを、「日経テレコン21」等にて調査を実施し、反社会的勢力との関連が無いことの確認を行った上で、取引を開始しております。また、継続取引先についても前回調査実施から1年以上経過している取引先について新規取引開始時と同様に調査を実施しております。

・その他体制整備の状況について

- ・契約書・取引規約に反社会的勢力と判明した場合、即解約の条項を規定。
- ・反社会的勢力からの不当要求に備え、平素より、警察・弁護士事務所・暴力団追放運動推進都民・センター等の外部専門機関との密接な連携関係を構築。
- ・反社会的勢力からの接触に対する対応マニュアルの制定。
- ・暴力団追放運動推進都民センターへの加入及びセミナー等への参加。
- ・反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関から得た反社会的勢力情報の収集への取り組み。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



